

有害物ばく露作業報告の対象となる物と 期間の変更について



現在、労働安全衛生規則第95条の6の規定により、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス等にはく露するおそれのある作業に従事させた事業者に対し、所轄労働基準監督署長への所定事項の報告が義務付けられています。

今般、IARC(国際がん研究機関)による発がん性評価等に基づき、対象となる物及び期間を変更するための改正についての意見募集(パブリックコメント)が2020年10月28日から12月3日まで行われました。

【改正の内容】

(1) 有害物ばく露作業報告の対象物について

1,1,1-トリクロロエタン 含有量:0.1%以上(重量%)

パラターシャリーブチルトルエン 含有量:0.1%以上(重量%)

(2) 有害物ばく露作業報告の対象期間等について

事業者は2021年1月1日から同年12月31日までの間に1つの事業場において製造し、又は取り扱った(1)に掲げる物の量(製剤その他の物に含有される量を含む。)が500キログラム以上となったときは、2022年1月1日から同年12月31日までの間に労働安全衛生規則第95条の6の規定による報告を行わなければならないこととする。

【施行期日等】

告示日:2020年12月(予定)

施行期日:2021年1月1日

当社では労働安全衛生法に基づいた作業環境測定に多くの実績と経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2020年10月28日付 電子政府の総合窓口

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200272&Mode=0>

を引用して作成

分析技術箇所 佐藤亮平